

淡路島地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

淡路島地区においては、令和5年11月20日からタクシー運賃の改定を実施（改定率12.76%）いたしました。これによる令和5年11月から令和6年4月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数
8社（集計事業者8社）

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

- 2 平均増収率
2.3%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

- 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率
20.5%

改定前1人平均給与月額 （令和4年11月～ 令和5年4月）	改定後1人平均給与月額 （令和5年11月～ 令和6年4月）
195,906円	235,971円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
1社	0社	6社	1社	0社	0社	0社	8社

（注）平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る同時期の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総乗務時間数}} \times 100 - 100 \right)$$

5 改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
2社	2社	2社	2社	0社	0社	0社	8社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る運賃改定
実施後 6 ヶ月間の運転者 1 人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者 1 人平均給与月額}} \times 100 - 100 \right]$$

6 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
3社	0社	0社	2社	1社	1社	0社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	0社	8社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{全運転者に係る運賃改定
実施後 6 ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る
前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100 \right]$$

7 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担制度を採用していた事業者 1社
- ・一切変更のない事業者数 1社

(2) その他

- ・労働時間の短縮